

# 群馬労働局の取組 トピックス

(自動車運転事業者及び建設事業者の皆様へ オンラインセミナーを開催しています!、働き方改革推進支援助成金が拡充されました!、  
「業務改善助成金」が拡充されました!)



## 発信者 雇用環境・均等室

○群馬労働局の取組をトピックスで紹介いたします。お役立ち情報載せていますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP(新着情報)にも掲載しています。

○ご不明な点は、**雇用環境・均等室**までお問い合わせください。(027-896-4739)

### ① 自動車運転事業者及び建設事業者の皆様へ 各労働基準監督署によるオンラインセミナーを開催しています!

改正労働基準法(※)、改正改善基準告示(※)、各種支援制度、活用可能な助成金などをご説明します。

※**時間外労働の上限規制**及び**改正改善基準告示**(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)は**令和6年4月施行**予定となっています。

**対象者** 事業主や労務担当者など。どなたでもご参加いただけます。

**開催日(オンラインセミナー)** ○ 開催日は以下のとおりです。

#### ・トラック事業者向け

令和5年1月11日(水)、19日(木)、20日(金)、24日(火)、26日(木)  
2月1日(水)

#### ・タクシー事業者向け

令和5年1月17日(火)

#### ・バス事業者向け

令和5年2月9日(木)

#### ・建設事業者向け

令和5年1月25日(水)、2月6日(月)

○ 開催時間:各回14:00~16:30

一部の事業主の皆様には、委託運営会社から説明会の案内ハガキをお送りしています。

ハガキに記載の日程以外にも参加は可能ですので、ご希望の日程にお申し込み下さい。

《委託運営会社》  
エーペックスインターナショナル株式会社

- 内容**
- (1) 働き方改革関連法の概要及び改正労働基準法の内容について(時間外労働の上限規制、年次有給休暇の取得義務化、割増賃金率の引上げ等)
  - (2) 改正改善基準告示の内容について(トラック、バス、タクシー)
  - (3) 働き方改革の推進に向けた支援等について(各種助成金の案内)
  - (4) 同一労働同一賃金、パワーハラスメント等の防止について
  - (5) 働き方改革推進支援センターの案内について

**申込方法** 以下のホームページからお申し込み下さい。

<https://www.36kyoutei2022.com/area/kanto>



QRコード

**問い合わせ先**

群馬労働局労働基準部監督課

電話:027-896-4735(平日8:30~17:15)

URL:<https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/content/contents/001324763.pdf>

エーペックスインターナショナル株式会社(働き方改革関連法説明会委託運営会社)

電話:03-5579-2903(平日10:00~17:00)

# ② 働き方改革推進支援助成金が拡充されました！

## 【働き方改革推進支援助成金とは】

働き方改革の推進に向けて、中小企業事業主が、時間外労働の上限設定、年次有給休暇や特別休暇の取得促進のため研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給するものです。

## 【今回の変更点】

「労働時間短縮・年休促進支援コース」、「勤務間インターバル導入コース」、「労働時間適正管理推進コース」について拡充されました。

### 1. 賃金の引上げを実施した場合の助成上限額への加算額を増額します

常時使用する労働者数が30人以下の事業主が賃金引上げを達成した場合の加算額を増額しました。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11人～30人
3%以上引上げ	15万円 ↓ 30万円	30万円 ↓ 60万円	50万円 ↓ 100万円	1人あたり5万円 (上限150万円) ↓ 1人あたり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	24万円 ↓ 48万円	48万円 ↓ 96万円	80万円 ↓ 160万円	1人あたり8万円 (上限240万円) ↓ 1人あたり16万円 (上限480万円)

### 2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額します

労務管理担当者に対する研修の事業、労働者に対する研修（業務研修を含む）の事業に係る経費は、それぞれ合計10万円まで⇒合計**30万円**までに増額しました。

## 【交付申請期間、事業実施期間、支給申請期限】

交付申請期間	令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）
事業実施期間	令和5年3月16日（木）まで
支給申請期限	事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日 または 令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

## 【申請・問い合わせ先】

群馬労働局雇用環境・均等室 電話：027-896-4739（平日 8：30～17：15）

※申請書の記載例を掲載している「申請マニュアル」や「申請様式」は、こちらからダウンロードできます。



【労働時間短縮・年休促進支援コース】 【勤務間インターバル導入コース】 【労働時間適正管理推進コース】

### 令和4年度「働き方改革推進支援助成金」労働時間短縮・年休促進支援コース制度拡充のご案内

以下のいずれにも該当する事業主です。  
1. 労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進に資する研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給するものです。  
2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額しました。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引上げ	15万円 ↓ 30万円	30万円 ↓ 60万円	50万円 ↓ 100万円	1人あたり5万円 (上限150万円) ↓ 1人あたり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	24万円 ↓ 48万円	48万円 ↓ 96万円	80万円 ↓ 160万円	1人あたり8万円 (上限240万円) ↓ 1人あたり16万円 (上限480万円)

交付申請期間 令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）  
事業実施期間 令和5年3月16日（木）まで  
支給申請期限 事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日  
または  
令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

### 労働時間短縮・年休促進支援コースの助成内容

対象事業主 成果目標  
以下のいずれにも該当する事業主です。  
1. 労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進に資する研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給するものです。  
2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額しました。

対象経費	1人あたり	1人あたり	1人あたり	1人あたり
研修費	5000円	5000円	5000円	5000円
周知・啓発費	5000円	5000円	5000円	5000円
機械・器具の導入費	5000円	5000円	5000円	5000円

交付申請期間 令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）  
事業実施期間 令和5年3月16日（木）まで  
支給申請期限 事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日  
または  
令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

### 令和4年度「働き方改革推進支援助成金」勤務間インターバル導入コース制度拡充のご案内

以下のいずれにも該当する事業主です。  
1. 労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進に資する研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給するものです。  
2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額しました。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引上げ	15万円 ↓ 30万円	30万円 ↓ 60万円	50万円 ↓ 100万円	1人あたり5万円 (上限150万円) ↓ 1人あたり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	24万円 ↓ 48万円	48万円 ↓ 96万円	80万円 ↓ 160万円	1人あたり8万円 (上限240万円) ↓ 1人あたり16万円 (上限480万円)

交付申請期間 令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）  
事業実施期間 令和5年3月16日（木）まで  
支給申請期限 事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日  
または  
令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

### 勤務間インターバル導入コースの助成内容

対象事業主 成果目標  
以下のいずれにも該当する事業主です。  
1. 労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進に資する研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給するものです。  
2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額しました。

対象経費	1人あたり	1人あたり	1人あたり	1人あたり
研修費	5000円	5000円	5000円	5000円
周知・啓発費	5000円	5000円	5000円	5000円
機械・器具の導入費	5000円	5000円	5000円	5000円

交付申請期間 令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）  
事業実施期間 令和5年3月16日（木）まで  
支給申請期限 事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日  
または  
令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

### 令和4年度「働き方改革推進支援助成金」労働時間適正管理推進コース制度拡充のご案内

以下のいずれにも該当する事業主です。  
1. 労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進に資する研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給するものです。  
2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額しました。

引上げ人数	1～3人	4～6人	7～10人	11～30人
3%以上引上げ	15万円 ↓ 30万円	30万円 ↓ 60万円	50万円 ↓ 100万円	1人あたり5万円 (上限150万円) ↓ 1人あたり10万円 (上限300万円)
5%以上引上げ	24万円 ↓ 48万円	48万円 ↓ 96万円	80万円 ↓ 160万円	1人あたり8万円 (上限240万円) ↓ 1人あたり16万円 (上限480万円)

交付申請期間 令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）  
事業実施期間 令和5年3月16日（木）まで  
支給申請期限 事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日  
または  
令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

### 労働時間適正管理推進コースの助成内容

対象事業主 成果目標  
以下のいずれにも該当する事業主です。  
1. 労働時間短縮や年次有給休暇の取得促進に資する研修、周知・啓発、労働時間の管理の適正化に資する機械・器具の導入等を実施し、生産性の向上を図るなどにより、時間外労働の削減その他の労働時間等の設定の改善の成果を上げた事業主に助成金を支給するものです。  
2. 労務管理担当者・労働者に対する研修に係る助成対象経費の上限額を増額しました。

対象経費	1人あたり	1人あたり	1人あたり	1人あたり
研修費	5000円	5000円	5000円	5000円
周知・啓発費	5000円	5000円	5000円	5000円
機械・器具の導入費	5000円	5000円	5000円	5000円

交付申請期間 令和4年12月12日（月）～令和5年1月13日（金）  
事業実施期間 令和5年3月16日（木）まで  
支給申請期限 事業実施予定期間が終了した日から起算して30日後の日  
または  
令和5年3月24日（金）のいずれか早い日

# ③ 賃金引き上げへの対応を支援する「業務改善助成金」が拡充されました！

業務改善助成金の通常コースが、令和4年12月に拡充され、事業場規模30人未満の事業者に対する助成上限額の引き上げ、対象事業場の拡大（事業場規模100人以下としていた要件を廃止）、申請期限の延長（令和5年3月31日まで）等、より活用の幅が広がりました。

業務改善助成金は、生産性向上に資する設備投資などを実施するとともに、事業場内最低賃金を30円以上引き上げる中小企業・小規模事業者の方に設備投資等に要した経費の一部を助成します。ぜひ、申請をご検討ください。

なお、拡充の概要、対象となる事業者等については下図をご参照ください。

### 業務改善助成金（通常コース）のご案内

「助成上限額」と「助成対象経費」などを拡充しました

業務改善助成金（通常コース）とは ※申請期限：令和5年3月31日（事業完了期限：令和5年3月31日）

事業場内最低賃金の引き上げ + 設備投資等（機械設備購入、コンサルティング、人材育成・教育訓練など） → 業務改善助成金を支給

中小企業・小規模事業者等が事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、設備投資を行った場合に、その投資費用の一部を助成する制度です。この制度は令和4年12月から改正され、より活用の幅が広がりました。

#### 改定のポイント

1. 助成上限額の引き上げ	事業場規模30人未満の事業者について、助成上限額を引き上げ	A
2. 助成対象経費の拡大	特別事業者の助成対象経費を拡充	B
3. 対象事業場の拡大	助成対象を事業場規模100人以下とする要件を廃止	
4. 申請期限の延長	申請期限を令和5年3月31日まで延長	

#### 助成上限額・助成率

コース区分	事業場内最低賃金の引き上げ額	引き上げる労働者数	助成上限額		助成率	
			右記以外の事業者	事業場規模30人未満の事業者	870円未満	9/10
30円コース	30円以上	1人	30万円	60万円	870円以上 920円未満	4/5 (9/10)
		2～3人	50万円	90万円		
		4～6人	70万円	100万円		
		7人以上	100万円	120万円		
		10人以上*	120万円	130万円		
45円コース	45円以上	1人	45万円	80万円	920円以上	3/4 (4/5)
		2～3人	70万円	110万円		
		4～6人	100万円	140万円		
		7人以上	150万円	160万円		
		10人以上*	180万円	180万円		
60円コース	60円以上	1人	60万円	110万円		
		2～3人	90万円	160万円		
		4～6人	150万円	190万円		
		7人以上	230万円	230万円		
		10人以上*	300万円	300万円		
90円コース	90円以上	1人	90万円	170万円		
		2～3人	150万円	240万円		
		4～6人	270万円	290万円		
		7人以上	450万円	450万円		
		10人以上*	600万円	600万円		

\* 10人以上の上限額は、＜特別事業者＞（要領参照）が対象です。

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

厚生労働省

### 対象となる事業者

一般事業者：次のどちらにも該当する事業場  
 ① 日本国内に事業場を設置している中小企業事業者  
 ② 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内

特別事業者：一般事業者のうち、次の①、②、③のいずれかに該当する事業場  
 また、④または⑤に該当すると助成対象経費が拡大します。

① 事業場内最低賃金920円未満の事業場  
 ② 売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月平均値が前年、前々年または3年前の同じ月に比べて、15%以上減少している事業者  
 ③ 原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が3%ポイント以上低下している事業者

#### 助成対象経費の例

設備投資	・POSレジシステム導入による在庫管理の効率化 ・リフト付き特種車両の導入による運送効率の向上
コンサルティング	・専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上
その他	・店舗改装による設備稼働の効率化

一部の特別事業者は助成対象経費が拡大されます！

#### 助成対象経費が拡大！

特別事業者のうち、②または③の要件に該当する場合は、下記の経費も助成対象となります。

生産性向上に資する設備投資	・定員7人以上又は年間平均売上総額200万円以下の専用自動車や貨物自動車等 ・パソコン、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入
---------------	--

さらに、上記の助成対象経費に加え、「関連する経費」も新たに助成対象となりました。

#### 関連する経費

広告宣伝費、汎用事務機器、事務室の拡大、机・椅子の増設など

※「関連する経費」への助成は生産性向上に資する設備投資等の額を上回らない範囲に限られます。

＜生産性向上に資する設備投資＞	＜関連する経費＞
・デリバリーサービスを行っている店舗が、移動時に配達できるようにデリバリー専用バイクを導入	・デリバリーサービスを拡大・開始するための広告宣伝費 ・関連する経費とは、生産性向上に資する設備投資等を行う取り返めに転用する費用として、業務改善計画で計上された経費を指します。

#### 注意事項・お問い合わせ

注意事項

- 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- 予算の範囲内で交付するため、申請期限内に募集を終了する場合があります。
- 事業完了の期限は、令和5（2023）年3月31日です。
- 必ず最新の交付要領・要領で助成要件をご確認ください。

お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

業務改善助成金コールセンター  
 電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 8:30～17:15）  
 その他詳細は厚生労働省ウェブサイトをご覧ください。

（参考）働き方改革推進支援資金  
 日本経済団体連合会では、事業場内最低賃金の引き上げに取り組み、設備投資や運送費の削減を行っている企業に対し、事業場内最低賃金引き上げの日本経済団体連合会からの窓口にお問い合わせください。

厚生労働省 労働局

## 【「業務改善助成金コールセンター」について】

業務改善助成金についてご不明な点は、下記のコールセンターまでお問い合わせください。

電話番号：0120-366-440（平日8：30～17：15）

## 【申請先について】

業務改善助成金の申請・支給窓口は、群馬労働局雇用環境・均等室です。

〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

[https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei\\_seido\\_tetsuzuki/koyou\\_kintou/topics.html](https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html)



トピックスのバックナンバーはHPを見てね！

